

2024年度 審査基準変更点について

1. 審査基準変更のポイント

- 類似審査項目を整理・統合
 - ハラスメントに関する審査項目を新設
 - わかりやすい表現にするための文言変更
- 上記の結果、審査基準はこれまでの107項目から81項目になります。

2. 新旧審査基準比較表

2023年度と2024年度の新旧審査基準の比較は次のとおりです。

[1] 経営方針

| 【旧】2023年度審査基準 | | | 整理・統合内容 | 【新】2024年度審査基準 | | | |
|---------------|---|-------------|--------------------------------|---------------|--|--|-------------|
| 基準番号 | 審査基準 | 審査対象 | | 基準番号 | 審査基準 | 審査対象 | |
| 1 | 法令遵守、社会規範堅守等（コンプライアンス）の概念が盛り込まれているか。 | 本社 | ・基準番号1～4を統合 | 1 | 「経営方針等」に、次の概念が盛り込まれているか。 ①コンプライアンス：法令遵守、社会規範堅守等 ②ものづくり：ものづくり、製造請負事業の活動・推進等 ③ひとづくり：能力開発、人材育成等 ④労働者保護：就業環境整備、安全衛生等 | 本社 | |
| 2 | 製造・生産に寄与等（「ものづくり」、「製造請負事業」の活動・推進）の概念が盛り込まれているか。 | 本社 | | ・審査対象を本社のみに変更 | 2 | 「経営方針等」を社内啓発・発信ならびに社外広報しているか。 | 本社 |
| 3 | 労働者の能力開発や人材育成等（ひとづくり力）の概念が盛り込まれているか。 | 本社 | | | 3 | 「非常時」に労働者の安否確認を行う「仕組み」があるか。 | 本社 請負事業所 |
| 4 | 適正な事業運営、労働者の安心・安全な就業環境整備（労働者保護）の概念が盛り込まれているか。 | 本社 | | | 4 | 「非常時」に事業の継続、早期復旧に向けて発注者と連絡が取れる「仕組み」があるか。 | 本社 請負事業所 |
| 5 | 「経営方針等」を社内啓発・発信ならびに社外広報しているか。 | 本社 請負事業所 | 5 | | 発注者などから独立した「製造請負事業」として明確に区分可能な区画や作業区分等となっているか。 | 請負事業所 | |
| 6 | 「非常時」に労働者の安否確認を行う「仕組み」があるか。 | 本社 請負事業所 | (変更なし) | 6 | 請負料金は、製品個数基準とするなど生産原価を基本として合理的に設定されているか。 | 請負事業所 | |
| 7 | 「非常時」に事業の継続、早期復旧に向けて発注者と連絡が取れる「仕組み」があるか。 | 本社 請負事業所 | (変更なし) | 7 | 業務上知りえた情報の取扱いについて、「請負契約」に規定し、適切に管理する「仕組み」があるか。 | 請負事業所 | |
| 8 | 発注者などから独立した「製造請負事業」として明確に区分可能な区画や作業区分等となっているか。 | 請負事業所 | (変更なし) | 8 | 契約不適合責任など契約に関する責任について対応を取り決めているか。 | 請負事業所 | |
| 9 | 請負料金は、製品個数基準とするなど生産原価を基本として合理的に設定されているか。 | 請負事業所 | (変更なし) | 9 | 発注者から「請負業務」の処理に必要な機械・設備を借り受けて使用する場合に、「請負契約」とは別に双務契約を締結しているか。 | 請負事業所 | |
| 10 | 業務上知りえた情報の取扱いについて、「請負契約」に規定し、適切に管理する「仕組み」があるか。 | 請負事業所 | (変更なし) | 10 | 発注者から「請負業務」の処理に必要な機械・設備を借り受けて使用する場合に、機械・設備の「メンテナンス等」は自社の責任の下で行っているか。 | 請負事業所 | |
| 11 | 契約不適合責任など契約に関する責任について対応を取り決めているか。 | 請負事業所 | (変更なし) | 11 | 新製品の製造や新設備の導入のために、従来どおりの作業方法などでは処理ができない場合で、発注者から自社の責任者に対して行う説明、指示などだけでは処理できないときには、自社の責任者の監督の下で発注者から労働者に必要な説明（実習を含む）を行っているか。 | 請負事業所 | |
| 12 | 民法第715条の使用者責任による損害賠償請求への対応策を講じているか。 | 請負事業所 | ・削除（審査基準としない） | 12 | 作業に従事する労働者の人数及び配置（人数を増減させる場合を含む）、並びに、日々の作業の割当、順序、及び遂行速度などについては、発注者が関与せず自社で決定しているか。 | 請負事業所 | |
| 13 | 発注者から「請負業務」の処理に必要な機械・設備を借り受けて使用する場合に、「請負契約」とは別に双務契約を締結しているか。 | 請負事業所 | (変更なし) | 13 | 作業に従事する労働者の始業及び終業の時刻、休憩時間、休日、休暇などについては、発注者は関与せず自社で決定しているか。 | 請負事業所 | |
| 14 | 発注者から「請負業務」の処理に必要な機械・設備を借り受けて使用する場合に、機械・設備の「メンテナンス等」は自社の責任の下で行っているか。 | 請負事業所 | (変更なし) | 14 | 「製造請負事業」を推進するための計画等が存在し、必要な予算、人員などの経営資源を具体的に配分しているか。 | 本社 | |
| 15 | 新製品の製造や新設備の導入のために、従来どおりの作業方法などでは処理ができない場合で、発注者から自社の責任者に対して行う説明、指示などだけでは処理できないときには、自社の責任者の監督の下で発注者から労働者に必要な説明（実習を含む）を行っているか。 | 請負事業所 | ・審査基準文を修正 | 15 | 「製造請負事業」を推進する専門部署、または、専任担当者が存在しているか。 | 本社 請負事業所 | |
| 16 | 作業に従事する労働者の人数及び配置（人数を増減させる場合を含む）、並びに、日々の作業の割当、順序、及び遂行速度などについては、発注者が関与せず自社で決定しているか。 | 請負事業所 | (変更なし) | 16 | | | |
| 17 | 作業に従事する労働者の始業及び終業の時刻、休憩時間、休日、休暇などについては、発注者は関与せず自社で決定しているか。 | 請負事業所 | ・基準番号17、18を統合 | 17 | | | |
| 18 | 作業に従事する労働者の勤務規律の管理については、発注者は関与せず自社で行っているか。 | 請負事業所 | | 18 | | | |
| 19 | 「製造請負事業」を推進するための計画等が存在し、必要な予算、人員などの経営資源を具体的に配分しているか。 | 本社 請負事業所 | ・基準番号19,20を統合 ・審査対象を本社のみに変更 | 19 | | | |
| 20 | 「製造請負事業」を推進する専門部署、または、専任担当者が存在しているか。 | 本社 請負事業所 | | 20 | | | |

[2] ものづくり力

| 【旧】2023年度審査基準 | | |
|---------------|--|-------------|
| 基準番号 | 審査基準 | 審査対象 |
| 21 | 妥当な生産管理等の管理指標が用いられているか。 | 請負事業所 |
| 22 | 自社で生産管理等のデータ収集や集計管理を行うために、日々、週単位、月次などの計画されたスパンによる生産状況を把握しているか。 | 請負事業所 |
| 23 | 「作業標準」の整備を行っているか。 | 請負事業所 |
| 24 | 「5S活動」を奨励し、取り組んでいるか。 | 請負事業所 |
| 25 | 生産する品目ごとに生産能力を把握できているか。 | 請負事業所 |
| 26 | 工程、作業単位などを適切に区分し、効率的な生産体制を構築できているか。 | 請負事業所 |
| 27 | 生産する品目の切り替えなど、多様な条件に対応するための施策を講じているか。 | 請負事業所 |
| 28 | 品質不良の発生原因を特定し、その対策を講じているか。 | 請負事業所 |
| 29 | 受注量の変動に対応するための施策を講じているか。 | 請負事業所 |
| 30 | 突発的な注文変更により生じた損害などへ、円滑に対応するための施策を講じているか。 | 請負事業所 |
| 31 | 取引を開始する段階で、「付随要件事項」を確認しているか。 | 本社 |
| 32 | 「個別資格事項」について把握しているか。 | 請負事業所 |
| 33 | 「請負業務」を遂行する上で、必要資格の取得計画の策定及び有資格者の配置をしているか。 | 請負事業所 |
| 34 | 「請負ガイドライン」に準拠した「事業所責任者」を選任しているか。 | 本社 |
| 35 | 「事業所責任者」を育成する「仕組み」があるか。 | 本社 |
| 36 | 「事業所責任者」の氏名等を発注者に通知しているか。 | 請負事業所 |
| 37 | 「請負ガイドライン」に準拠した「工程管理等責任者」を選任しているか。 | 本社 請負事業所 |
| 38 | 「工程管理等責任者」を育成する「仕組み」があるか。 | 本社 請負事業所 |
| 39 | 「工程管理等責任者」の氏名等を発注者に通知しているか。 | 請負事業所 |

| 整理・統合内容 |
|-----------------------------------|
| ・基準番号21,22を統合 |
| (変更なし) |
| (変更なし) |
| ・基準番号25,26を統合 |
| ・削除(審査基準としない) |
| (変更なし) |
| (変更なし) |
| ・審査基準文を修正 |
| ・審査基準文を具体的な内容に修正 |
| ・基準番号32,33を統合 ・審査基準文を具体的な内容に修正 |
| ・基準番号34,35を統合 |
| (変更なし) |
| ・基準番号37,38を統合 |
| ・削除(審査基準としない) |

| 【新】2024年度審査基準 | | |
|---------------|--|-------|
| 基準番号 | 審査基準 | 審査対象 |
| 15 | 【注】審査基準の文言が2023年度と同じ(修正のない)項目には「網掛け」をしています。 妥当な生産管理等の指標を定め、自社で日々、週次、月次などのデータ収集と管理を行い、生産性の向上に努めているか。 | 請負事業所 |
| 16 | 「作業標準」の整備を行っているか。 | 請負事業所 |
| 17 | 「5S活動」を奨励し、取り組んでいるか。 | 請負事業所 |
| 18 | 生産する品目ごとに生産能力を把握し、工程、作業単位などを適切に区分し、効率的な生産体制を構築しているか。 | 請負事業所 |

| | | |
|----|---|-------------|
| 19 | 品質不良の発生原因を特定し、その対策を講じているか。 | 請負事業所 |
| 20 | 受注量の変動に対応するための施策を講じているか。 | 請負事業所 |
| 21 | 発注者の突発的な注文変更により生じた損害などに円滑に対応するため、発注者との間でその処理方法があらかじめ取り交わされているか。 | 請負事業所 |
| 22 | 取引を開始する段階で、事業所規模、安全衛生管理体制、就業規則など、請負事業を支援し遂行できることを事前に確認する「仕組み」があるか。 | 本社 |
| 23 | 取引を開始する段階で、請負を推進するために必要な、各種作業主任者、操作、作業のための個人の資格要件などを把握する「仕組み」があり、必要な有資格者を配置しているか。 | 請負事業所 |
| 24 | 「請負ガイドライン」に準拠した「事業所責任者」を選任しているか。また、「事業所責任者」を育成する「仕組み」があるか。 | 本社 |
| 25 | 「事業所責任者」の氏名等を発注者に通知しているか。 | 請負事業所 |
| 26 | 本社または事業所は「請負ガイドライン」に準拠した「工程管理等責任者」を選任しているか。また、「工程管理等責任者」を育成する「仕組み」があるか。 | 本社 請負事業所 |

[3] ひとつくりカ

| | | |
|----|---|-------------|
| 40 | 資格等級や職位に関する仕組みがあり、労働者が自らのキャリア形成を行うための道筋が示されているか。 | 本社 請負事業所 |
| 41 | 一般作業員からリーダー職や管理者職に昇進したり、非正社員から正社員に登用した実績があるか。 | 本社 請負事業所 |
| 42 | 労働者の能力開発やキャリア形成に関するコンサルティングの「仕組み」があり、周知しているか。 | 本社 請負事業所 |
| 43 | 労働者に対し、能力開発やキャリア形成に関するコンサルティングやアドバイスを定期的に行っているか。 | 本社 請負事業所 |
| 44 | 「職業能力開発」に関する具体的な基本方針を定め、社内に周知しているか。 | 本社 |
| 45 | 「職業能力開発」のための具体的な計画(予算計上を含む)があらかじめ策定され、管理されているか。 | 本社 請負事業所 |
| 46 | 業務に必要な職業能力を開発するための、教育研修(QCD等)や資格取得(技能検定等)の奨励などの「仕組み」があるか。 | 本社 請負事業所 |
| 47 | 「職業能力開発」を推進するため、専任の担当者や組織を設けているか。 | 本社 請負事業所 |
| 48 | 「職業能力開発」を目的とした教育研修施設その他の場所、及び、講師(トレーナー)体制などの有効な人的資源があるか。 | 本社 請負事業所 |
| 49 | 「事業所」において教育研修等の担当者を配置しているか。 | 請負事業所 |

| |
|----------------------------|
| ・審査基準文を修正 |
| (変更なし) |
| ・基準番号42,43を統合 |
| ・基準番号44,45を統合 ・審査対象は本社 |
| ・審査基準文を修正 |
| ・審査基準文を修正 ・審査対象を本社のみに変更 |
| ・審査基準文を修正 ・審査対象を本社のみに変更 |
| (変更なし) |

| | | |
|----|---|-------------|
| 27 | 職業能力の形成や資格等級、職位に関する仕組みがあり、労働者が自らのキャリア形成を行うための道筋を明示し、周知しているか。 | 本社 請負事業所 |
| 28 | 一般作業員からリーダー職や管理者職に昇進したり、非正社員から正社員に登用した実績があるか。 | 本社 請負事業所 |
| 29 | 職業能力開発やキャリア形成に関するコンサルティングの「仕組み」があり、労働者に周知し、コンサルティングやアドバイスを定期的に行っているか。 | 本社 請負事業所 |
| 30 | 「職業能力開発」に関する方針を定め、具体的な計画(予算計上を含む)をたて、これらを社内に周知し、その達成度を管理しているか。 | 本社 |
| 31 | 「職業能力開発」のための教育研修(訓練)、資格取得(技能検定等)など、業務に必要な職業能力の向上を支援する「仕組み」があるか。 | 本社 請負事業所 |
| 32 | 「職業能力開発」を全社的に推進するため、専任の担当者や組織を設けているか。 | 本社 |
| 33 | 「職業能力開発」のための教育研修施設や場所が確保でき、また、講師(社内外のトレーナー)体制などの有効な人的資源があるか。 | 本社 |
| 34 | 「事業所」において教育研修等の担当者を配置しているか。 | 請負事業所 |

| 【旧】2023年度審査基準 | | |
|---------------|--|-------------|
| 基準番号 | 審査基準 | 審査対象 |
| 50 | モラル面の向上に向けた指導や教育に力点を置いているか。 | 本社 請負事業所 |
| 51 | 作業等の習熟度、形成した職業能力や業務経験を適切に評価し、個人ごとに記録・管理しているか。 | 本社 請負事業所 |
| 52 | 形成した職業能力や業務経験の記録などを必要に応じて本人に開示もしくは交付（退職時含む）しているか。 | 本社 請負事業所 |
| 53 | 技能検定の活用や、評価方法の客観性が担保された社内検定制度や評価基準により、能力評価を行っているか。 | 本社 請負事業所 |
| 54 | 能力評価の結果が処遇に反映される「仕組み」があるか。 | 請負事業所 |
| 55 | 現状の能力評価に応じた配置がなされているか。 | 請負事業所 |
| 56 | 面談などを通じて能力向上のための意識啓発やフィードバックをしているか。 | 請負事業所 |

| 整理・統合内容 |
|---------------|
| ・削除（審査基準としない） |
| ・基準番号51、52を統合 |
| ・審査基準文を修正 |
| ・審査対象を本社に変更 |

（変更なし）

（変更なし）

| 【新】2024年度審査基準 | | |
|---|--|-------------|
| 基準番号 | 審査基準 | 審査対象 |
| 【注】審査基準の文言が2023年度と同じ（修正のない）項目には「網掛け」をしています。 | | |
| 35 | 作業等の習熟度、形成した職業能力や業務経験、教育・研修歴、資格取得歴などを、個人ごとに記録・管理し、必要に応じて本人に明示、交付しているか。 | 本社 請負事業所 |
| 36 | 客観性が担保された評価基準や技能検定などにより、能力評価を行っているか。 | 本社 請負事業所 |
| 37 | 能力評価の結果が処遇に反映される「仕組み」があるか。 | 本社 |
| 38 | 現状の能力評価に応じた配置がなされているか。 | 請負事業所 |
| 39 | 面談などを通じて能力向上のための意識啓発やフィードバックをしているか。 | 請負事業所 |

〔4〕労働者保護

| | | |
|----|---|-------------|
| 57 | 労働保険・社会保険の加入手続きの手順が関係部門や担当者に周知されており、適用対象となる労働者は、適切に保険加入しているか。 | 本社 |
| 58 | 雇用・社会保険の適用対象者について、『加入者』、『加入手続き中の者』、『未加入者』を把握しているか。 | 本社 請負事業所 |
| 59 | 雇用・社会保険の未加入者については、その理由を把握すると共に、加入手続きを進めているか。 | 本社 請負事業所 |
| 60 | 労働者に対して、必要に応じて雇用・社会保険の加入について説明して確認を得ているか。 | 本社 請負事業所 |
| 61 | 雇用・社会保険の適用対象とならない労働者に対して、適用対象外の理由を説明して確認を得ているか。 | 本社 請負事業所 |
| 62 | 雇用・社会保険の適用対象であった労働者に対して、必要に応じて離職後に雇用・社会保険の給付について説明をしているか。 | 本社 請負事業所 |
| 63 | 請負事業主として、労働保険成立の届出がなされていることを発注者に明示しているか。 | 本社 請負事業所 |
| 64 | 労働者の雇用・社会保険の加入状況（個人情報を除く）を発注者に明示しているか。 | 請負事業所 |
| 65 | 労働・社会保険に加入していない場合は、労働者及び発注者に対して、その理由を通知・説明し、双方から確認を得ているか。 | 本社 請負事業所 |
| 66 | 募集、または、採用時の労働条件の明示の際、仕事の内容、必要なスキル、労働条件を画面をもって具体的かつ詳細に明示しているか。 | 本社 請負事業所 |
| 67 | 労働条件の明示にあたっては、発注者が労働者にとっての使用者であると誤解を招かないよう使用者を明確にしているか。 | 請負事業所 |
| 68 | 労働者の希望を考慮して、雇用契約の期間を出来る限り長くし、細切れ契約とならないように取り組んでいるか。 | 請負事業所 |
| 69 | 有期雇用契約を締結する際には、労働者に対して、その契約の更新の有無を明示しているか。 | 請負事業所 |
| 70 | 雇用契約期間中に仕事ができない期間が生じた場合、休業補償や教育訓練を実施するなどして雇用契約の維持に取り組んでいるか。 | 請負事業所 |
| 71 | 発注者との「請負契約」の解除、もしくは、発注量の減少により、労働者との労働契約を解除することがないように取り組んでいるか。 | 請負事業所 |
| 72 | 労働条件や雇用期間等の雇用関係に関する労働者からの質問や要望を聴取する機会を設け、説明や回答をおこなっているか。 | 請負事業所 |
| 73 | 従業員の定着化を促進するため、労働者との緊密な意思疎通を図り、職務経験の機会を付与したり、待遇向上を図るなどの措置を講じているか。 | 請負事業所 |
| 74 | 構内施設の利用など、発注者と協力して労働者の福利厚生の実現に取り組んでいるか。 | 請負事業所 |
| 75 | 「個人情報保護方針」を定め、社内及び社外に周知しているか。 | 本社 |

| |
|---|
| （変更なし） |
| ・基準番号58、59を統合 |
| ・基準番号60、61を統合 |
| （変更なし） |
| ・基準番号63、64を統合 ・審査対象は事業所（本社は審査対象としない） |
| （変更なし） |
| （変更なし） |
| （変更なし） |
| ・基準番号68、69を統合 |
| （変更なし） |
| （変更なし） |
| ・審査基準文を修正 |
| （変更なし） |
| （変更なし） |
| （変更なし） |

（変更なし）

（変更なし）

（変更なし）

（変更なし）

（変更なし）

（変更なし）

（変更なし）

（変更なし）

（変更なし）

（変更なし）

| | | |
|----|---|-------------|
| 40 | 労働保険・社会保険の加入手続きの手順が関係部門や担当者に周知されており、適用対象となる労働者は、適切に保険加入しているか。 | 本社 |
| 41 | 雇用・社会保険の適用対象者について、『加入者』、『加入手続き中の者』、『未加入者』を把握しているか。また、未加入者については、その理由を把握すると共に、加入手続きを進めているか。 | 本社 請負事業所 |
| 42 | 労働者に対して、雇用・社会保険の加入について説明して確認を得ているか。また、その適用対象とならない労働者に対して、適用対象外の理由を説明して確認を得ているか。 | 本社 請負事業所 |
| 43 | 雇用・社会保険の適用対象であった労働者に対して、必要に応じて離職後に雇用・社会保険の給付について説明をしているか。 | 本社 請負事業所 |
| 44 | 請負事業主として、労働保険成立の届出がなされていること及び労働者の雇用・社会保険の加入状況（個人情報を除く）を発注者に明示しているか。 | 請負事業所 |
| 45 | 労働・社会保険に加入していない場合は、労働者及び発注者に対して、その理由を通知・説明し、双方から確認を得ているか。 | 本社 請負事業所 |
| 46 | 募集、または、採用時の労働条件の明示の際、仕事の内容、必要なスキル、労働条件を画面をもって具体的かつ詳細に明示しているか。 | 本社 請負事業所 |
| 47 | 労働条件の明示にあたっては、発注者が労働者にとっての使用者であると誤解を招かないよう使用者を明確にしているか。 | 請負事業所 |
| 48 | 労働者の希望を考慮して、雇用契約の期間は細切れにならないように取り組み、有期雇用契約を締結する際には、その契約の更新の有無を明示しているか。 | 請負事業所 |
| 49 | 雇用契約期間中に仕事ができない期間が生じた場合、休業補償や教育訓練を実施するなどして雇用契約の維持に取り組んでいるか。 | 請負事業所 |
| 50 | 発注者との「請負契約」の解除、もしくは、発注量の減少により、労働者との労働契約を解除することがないように取り組んでいるか。 | 請負事業所 |
| 51 | 労働者から労働条件や雇用期間等の雇用関係に関する質問や要望を聴取する機会を組織的、定期的に設け、説明や回答を行っているか。 | 請負事業所 |
| 52 | 従業員の定着化を促進するため、労働者との緊密な意思疎通を図り、職務経験の機会を付与したり、待遇向上を図るなどの措置を講じているか。 | 請負事業所 |
| 53 | 構内施設の利用など、発注者と協力して労働者の福利厚生の実現に取り組んでいるか。 | 請負事業所 |
| 54 | 「個人情報保護方針」を定め、社内及び社外に周知しているか。 | 本社 |
| 55 | 個人情報保護に関する規程やマニュアルを整備しているか。 | 本社 |
| 56 | 個人情報の収集目的を明確にした上で、利用目的を特定し、利用目的の範囲を超えて利用しないことになっているか。 | 本社 請負事業所 |

（変更なし）

| 【旧】2023年度審査基準 | | |
|---------------|---|-------------|
| 基準番号 | 審査基準 | 審査対象 |
| 77 | 本人の同意を得ずに、第三者に個人情報を提供しないことになっているか。 | 本社 請負事業所 |
| 78 | 個人情報を取り扱う業務を把握しているか。 | 本社 |
| 79 | 個人情報の漏えい等の発生時には速やかに対応できる「仕組み」があるか。 | 本社 請負事業所 |
| 80 | 個人情報の取り扱いに関する教育研修を実施し、その記録を保管しているか。 | 本社 請負事業所 |
| 81 | 個人情報の委託については、個人情報保護に関する覚書を締結し、委託先の監督をしているか。 | 本社 |
| 82 | 個人情報保護に関する規程やマニュアルを整備しているか。 | 本社 |
| 83 | 労働安全衛生に関する方針を定め、社内に周知しているか。 | 本社 |
| 84 | 労働安全衛生管理体制が組織されているか。 | 本社 請負事業所 |
| 85 | 安全衛生委員会が定期的開催され、組織的な活動として機能しているか。 | 本社 請負事業所 |
| 86 | 発注者の安全衛生委員会などの会合に出席し、安全意識の共有や安全衛生管理体制の強化に取り組んでいるか。 | 請負事業所 |
| 87 | 直接労働者を指揮する監督者は「職長等の教育」を修了しているか。 | 請負事業所 |
| 88 | 安全管理者、衛生管理者、産業医等、労働安全衛生に係る法令上必要となる有資格者を配置しているか。 | 請負事業所 |
| 89 | 労働安全衛生に係る資格取得を社内で奨励しているか。 | 本社 請負事業所 |
| 90 | 労働安全衛生に係る規程やマニュアル等を整備しているか。 | 本社 |
| 91 | 規程やルールに基づいて安全衛生管理をしているか チェックする部門（内部監査等）や社内体制が存在しており、評価や改善指示をしているか。 | 本社 |
| 92 | 危険性または有害性の調査を行い、危険源の特定をしているか。 | 請負事業所 |
| 93 | 特定した危険源（危険性や有害性等）に対して、安全衛生の管理対策に取り組んでいるか（発注者との連携を含む）。 | 請負事業所 |
| 94 | 入社時及び階層別の安全衛生教育を定期的実施しているか | 請負事業所 |
| 95 | 安全パトロールの実施とそれに基づく安全性の評価をしているか。 | 請負事業所 |
| 96 | 労働災害の原因が的確に分析され、対策を出す「仕組み」となっているか。 | 請負事業所 |
| 97 | 労働災害発生状況の分析を行い、全社的に再発防止を行っているか。 | 本社 請負事業所 |
| 98 | 対象期間において法令の上限規制を超える法定時間外労働及び休日労働を行った労働者がいないか。 | 本社 請負事業所 |
| 99 | 労働者の健康診断（雇入れ時、定期、特殊）結果のフォローをする「仕組み」となっているか。 | 請負事業所 |
| 100 | 労働者の「メンタルヘルスへの対応」を実施しているか。 | 本社 請負事業所 |
| 101 | 労働者に対して年次有給休暇の取得促進の取り組みを行っているか。 | 本社 請負事業所 |
| 102 | 労働者に対して産前産後休業、育児・介護休業、子の看護休暇制度を周知し、取得促進の取り組みを行っているか。 | 本社 請負事業所 |

整理・統合内容

| |
|--------------------------------|
| (変更なし) |
| (変更なし) |
| (変更なし) |
| (変更なし) |
| ・審査基準文を修正 |
| ・配置変更 (新基準番号55) |
| ※1 ・基準番号83、90を統合 |
| ・基準番号84、85を統合 |
| (変更なし) |
| (変更なし) |
| (変更なし) |
| ・審査対象を本社のみに変更 |
| ※1 ・基準番号83と統合 |
| ・審査基準文を修正 |
| ・基準番号92、93を統合 |
| (変更なし) |
| (変更なし) |
| ・基準番号96、97を統合 ・審査対象は本社及び事業所 |
| (変更なし) |
| ・審査対象を本社及び事業所に変更 |
| (変更なし) |
| (変更なし) |
| (変更なし) |
| ・新規に設定（追加） |
| ※2 ・基準番号103、105を統合 |

| | | |
|-----|--|-------------|
| 103 | 労働者の相談・苦情（セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント等を含む）を受け付ける専門の窓口を設置し、処理手続きについて周知しているか。 | 本社 請負事業所 |
|-----|--|-------------|

| 【新】2024年度審査基準 | | |
|---------------|--|-------------|
| 基準番号 | 審査基準 【注】審査基準の文言が2023年度と同じ（修正のない）項目には「網掛け」をしています。 | 審査対象 |
| 57 | 本人の同意を得ずに、第三者に個人情報を提供しないことになっているか。 | 本社 請負事業所 |
| 58 | 個人情報を取り扱う業務を把握しているか。 | 本社 |
| 59 | 個人情報の漏えい等の発生時には速やかに対応できる「仕組み」があるか。 | 本社 請負事業所 |
| 60 | 個人情報の取り扱いに関する教育研修を実施し、その記録を保管しているか。 | 本社 請負事業所 |
| 61 | 個人情報を取り扱う業務を外部に委託する場合には、個人情報保護に関する覚書を締結し、委託先の監督をしているか。 | 本社 |

| | | |
|----|--|-------------|
| 62 | 労働安全衛生に関する方針を定め、社内に周知しているか。また、規程やマニュアル等を整備しているか。 | 本社 |
| 63 | 労働安全衛生管理体制が組織され、委員会が定期的開催され、組織的な活動ができているか。 | 本社 請負事業所 |
| 64 | 発注者の安全衛生委員会などの会合に出席し、安全意識の共有や安全衛生管理体制の強化に取り組んでいるか。 | 請負事業所 |
| 65 | 直接労働者を指揮する監督者は「職長等の教育」を修了しているか。 | 請負事業所 |
| 66 | 安全管理者、衛生管理者、産業医等、労働安全衛生に係る法令上必要となる有資格者を配置しているか。 | 請負事業所 |
| 67 | 労働安全衛生に係る資格取得を社内で奨励しているか。 | 本社 |

| | | |
|----|---|-------------|
| 68 | 社内監査の項目として安全衛生活動の監査が行われ、その結果が記録され、評価や改善指示がされているか。 | 本社 |
| 69 | リスクアセスメントなどの手法により、危険性または有害性の調査を行い、危険源（危険性や有害性等）を特定し、安全衛生の管理対策に取り組んでいるか（発注者との連携を含む）。 | 請負事業所 |
| 70 | 入社時及び階層別の安全衛生教育を定期的実施しているか | 請負事業所 |
| 71 | 安全パトロールの実施とそれに基づく安全性の評価をしているか。 | 請負事業所 |
| 72 | 労働災害の原因が的確に分析され、対策を出す「仕組み」があり、事業所は労働災害発生状況の分析、再発防止策を講じ、本社は全社的に展開しているか。 | 本社 請負事業所 |
| 73 | 対象期間において法令の上限規制を超える法定時間外労働及び休日労働を行った労働者がいないか。 | 本社 請負事業所 |
| 74 | 労働者の健康診断（雇入れ時、定期、特殊）結果のフォローをする「仕組み」となっているか。 | 本社 請負事業所 |
| 75 | 労働者の「メンタルヘルスへの対応」を実施しているか。 | 本社 請負事業所 |
| 76 | 労働者に対して年次有給休暇の取得促進の取り組みを行っているか。 | 本社 請負事業所 |
| 77 | 労働者に対して産前産後休業、育児・介護休業、子の看護休暇制度を周知し、取得促進の取り組みを行っているか。 | 本社 請負事業所 |
| 78 | ハラスメント（セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント等）の防止のための研修、講習等を実施しているか。 | 本社 請負事業所 |
| 79 | 労働者の相談・苦情（セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント等を含む）を受け付ける専門の窓口を設置し、処理手続きを周知しており、相談・苦情の受付状況、その内容や対応経緯、結果を記録し、必要に応じて申し出者にフィードバックをしているか。 | 本社 請負事業所 |

| 【旧】2023年度審査基準 | | |
|---------------|---|-------------|
| 基準番号 | 審査基準 | 審査対象 |
| 104 | 発注者または発注者の労働者に起因する相談・苦情について、発注者に対して、その改善を求めているか。 | 請負事業所 |
| 105 | 相談・苦情の受付状況、その内容や対応経緯、結果を記録し、必要に応じて申し出者にフィードバックをしているか。 | 本社 請負事業所 |
| 106 | 労働者派遣法や労働基準法などの関係法令を必要に応じて労働者へ文書等で示しているか。 | 本社 請負事業所 |
| 107 | 労働者派遣法などの関係法令を必要に応じて発注者へ文書等で示しているか。 | 請負事業所 |

| 整理・統合内容 |
|----------------------------------|
| (変更なし) |
| ※2 ・基準番号103と統合 |
| ・基準番号106、107を統合 ・審査対象は本社及び事業所 |

| 【新】2024年度審査基準 | | |
|---------------|---|-------------|
| 基準番号 | 審査基準 | 審査対象 |
| 80 | 発注者または発注者の労働者に起因する相談・苦情について、発注者に対して、その改善を求めているか。 【注】審査基準の文言が2023年度と同じ（修正のない）項目には「網掛け」をしています。 | 請負事業所 |
| 81 | 労働者派遣法、労働基準法など、製造請負事業に関連する法令を必要に応じて、労働者に示しているか、また、事業所は発注者に示しているか。 | 本社 請負事業所 |